

北海道算数数学教育会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、北海道算数数学教育会（略称：北数教）と称する。
第2条 本会は、日本数学教育学会（略称：日数教）の北海道支部とする。
第3条 本会は、小学校部会、中学校部会、高等学校部会の三部会をおき、それぞれに事務局を設ける。
第4条 本会は、本部事務局をおき、小・中・高の三部会合同で運営するものとする。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は、算数・数学教育に関する事項を研究し、会員の識見の向上に努め、算数・数学教育の振興を図ることをもって目的とする。
第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 小・中・高三部会合同の研究大会を年1回開催
2 本道の算数・数学教育振興のための必要な調査、研究
3 機関誌の発行
4 講習会、講演会の開催
5 その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会員及び会費

- 第7条 会員は、名誉会員及び正会員とする。
名誉会員は、本会の功労者にして、代議員会の議決により推挙したものをいう。
正会員は、本会の趣旨に賛同し、入会申込みをしたものをいう。
第8条 会員の納める会費は、各部会の定める会費納入規定による。
第9条 会員は、本会主催の諸事業について、特別の便宜を受けることができる。

第4章 役員を選出及び職務

- 第10条 本会に次の役員をおく。
会 長 1名
副 会 長 3名（小・中・高各部会1名）
監 事 3名（小・中・高各部会1名）
代 議 員 若干名
常任幹事 若干名
なお、役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
第11条 会長、副会長、監事は、常任幹事会において候補者を指名し、代議員会の承認を得るものとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、日数教の理事を兼ねることができる。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務を代理する。
(3) 監事は、本会の業務、会計を監査する。
(4) 会長、副会長、監事は、役員会を組織し、本会の円滑な運営に努める。
第12条 常任幹事、代議員は、小・中・高の各部会から選出する。
第13条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は会長の諮問に応じ、あるいは本会の目的達成のための指導助言を行うものである。

第5章 代議員会・常任幹事会・三部会会議

- 第14条 本会は、代議員会・常任幹事会・三部会会議を組織し、会長が招集する。
第15条 代議員会は、代議員により構成し、役員承認、年間の活動計画及び収支決算を議決する。
(1) 代議員会は、毎年1回開くことを原則とする。
(2) 代議員会には、議長、副議長をおき、招集の都度会員の中からこれを選出する。
議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところになる。
第16条 常任幹事会は常任幹事により構成し、年間の活動計画を審議する。
(1) 常任幹事会は、日数教の代議員を推薦することができる。
(2) 常任幹事会において、各部会の事務局員を互選する。
(3) 代議員会の開催を待てない緊急を要する案件については、常任幹事会において適宜の処置をとることができる。ただし、次期代議員会の承認を得るものとする。
第17条 三部会会議は、各部会の部会長、副部会長及び本部事務局長、本部事務局員、各部会の事務局長、事務局次長により構成する。
三部会会議は、中間決議機関としての役割を併せもち、定期の常任幹事会及び代議員会までの間の本会の円滑な運営に努める。
また、そのため必要に応じ、本部事務局長、本部事務局員、各部会の事務局長により構成される事務局長会を組織することができる。

第6章 会計

第18条 本会の収入は、会費・助成金・協賛金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改正

第20条 本会則は、代議員会において、出席会員の三分の二以上の同意を得なければ改正することができない。

付則

第21条 研究大会は原則として、次の5ブロックの輪番制でその開催地を決定していくものとする。

□ブロック制

1ブロック（石狩・後志・小樽）

2ブロック（上川・旭川・宗谷・留萌）

3ブロック（渡島・函館・檜山・胆振・苫小牧・室蘭・日高・空知）

4ブロック（釧路・根室・十勝・帯広・オホーツク）

5ブロック（札幌）

□輪番（平成18年度第61回大会から）

1プロ→4プロ→5プロ→3プロ→5プロ→2プロ→1プロ→5プロ→4プロ→5プロ（記念大会）

→3プロ→2プロ→5プロ→1プロ→5プロ→4プロ→3プロ→5プロ→2プロ→5プロ（記念大会）

……このサイクルを繰り返す。

また、2年後の開催予定地は、予定輪番で開催の確認をし、次年度の開催地は遅くとも前年度常任幹事会・代議員会で決定しておくものとする。

□地区委員

ブロック開催に伴う各ブロックの組織体制づくりを進めるために、札幌を除く14管内毎に小・中・高各部会より各1名の地区委員を選出する。地区委員は開催ローテーションに合わせ、準備委員会結成の業務を行う。

第22条 会則の施行に関して必要な細則は、常任幹事会の審議及び代議員会の議決を経て別に定める。

第23条 本会則は、昭和33年 7月 5日から施行する。

将和42年 9月10日会則一部改正

将和46年 9月12日会則一部改正

将和48年10月 7日会則一部改正

将和56年 9月17日会則一部改正

平成 9年 9月16日会則一部改正

平成10年 5月23日会則一部改正

平成16年 5月15日会則一部改正

平成17年 5月14日会則一部改正

平成18年 5月13日会則一部改正

平成19年 5月19日会則一部改正

平成23年 5月14日会則一部改正

細 則1

第1章第3条に示す各部会毎に次の部会役員をおき、その選出は部会の常任幹事会で行う。

部 会 長 1名

副 部 会 長 6名以内

事 務 局 長 1名

事務局次長 若干名

細 則2

第1章第4条に示す本部事務局は、会長が指名する事務局長1名と、副会長が指名する事務局員（各部会からそれぞれ若干名）で構成する。

細 則3

顧問は各部会で検討し、常任幹事会に諮り、代議員会の承認を受ける。

細 則4

歴代の会長は名誉会員とする。